

鹿島市公募型プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿島市が発注する業務委託において実施する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）による随意契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱におけるプロポーザル方式とは、業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、業務等の実施体制、実施方針、技術等に関する提案書（以下「提案書等」という。）の提出を受け、プレゼンテーションやヒアリング等を実施し、当該業務の履行に最も適している候補者を選定する方法をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 行政計画等の立案や調査などの業務で、高度な知識と豊富な実績を必要とするもの
- (2) 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した実施設計等の業務で、高度な知識と豊富な実績を必要とするもの
- (3) システム開発等の業務で、高度な技術力、企画力及び開発力を必要とするもの
- (4) 記念品のデザイン、催事、公演、イベント等の業務で、芸術性、創造性等を必要とするもの
- (5) 本市において発注仕様書を定めることが困難なものであって、標準的な業務の実施手順が定められていないもの
- (6) その他市長が特に必要があると認めたもの

(参加資格)

第4条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 次に掲げる書類を確認し、適当であると認められる者。

- ア 履歴事項全部証明書
- イ 身分証明書
- ウ 業務に必要な許可認可等を証する書類の写し
- エ 消費税及び地方消費税に滞納がない証明
- オ 鹿島市税に滞納がない証明

(2) 第7条に規定する手続開始の公告から契約締結までの間、鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成30年訓令甲第10号）別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる要件に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

2 前項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、当該業務の内容に応じて、実施要領に定めるものとする。

（鹿島市入札者指名等審査委員会による審議）

第5条 プロポーザル方式を実施する場合は、鹿島市入札者指名等審査委員会において、次に掲げる事項について承認を得なければならない。

- (1) プロポーザル方式採用の適否に関すること。
- (2) プロポーザル選定委員会委員の選任に関すること。

（プロポーザル選定委員会）

第6条 プロポーザル方式を実施する場合は、その選考過程における公平性、透明性及び客観性が求められるため、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 参加資格の審査・確認に関すること。
- (2) 実施要領に関すること。
- (3) 評価基準に関すること。
- (4) 提案者の審査及び評価に関すること。
- (5) その他特に必要と認められること。

2 選定委員会の組織は次のとおりとする。

- (1) 選定委員会は5人以上の委員をもって構成する。
- (2) 審査の透明性を確保するため、可能な限り外部委員（学識経験者等）を採用する。
- (3) 委員長は、原則として担当部局の長をもって充てる。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(5) 委員及び会議については、原則非公開とする。

3 選定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

4 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

5 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 選定委員会の庶務は、業務の所管課において処理する。

(手続開始の公告)

第7条 プロポーザル方式を実施する場合は、次に掲げる事項を定めた手続開始の公告を行うこととする。

- (1) 業務概要
- (2) 参加資格
- (3) 応募及び参加の手続
- (4) 審査方法
- (5) 提案書等の審査予定日
- (6) 審査結果の通知
- (7) 審査結果の公表
- (8) その他必要と認める事項

(実施要領の策定)

第8条 プロポーザル方式を実施する場合は、次に掲げる事項を定めた実施要領を策定し、ホームページ等において公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 目的
- (3) 内容
- (4) 履行期間
- (5) 履行場所
- (6) 提案上限額
- (7) 全体スケジュール
- (8) 参加資格
- (9) 参加表明方法
- (10) 提案書の提出方法
- (11) 質疑及び回答
- (12) 審査方法
- (13) 評価項目
- (14) 失格事由

- (15) 参加表明を行ったものが1者の場合の取扱い
- (16) 審査結果の通知方法
- (17) 問合せ先
- (18) その他必要と認める事項

(提案書の審査)

第9条 審査は、当該業務の審査基準及び配点を定めた審査要領に基づき、プレゼンテーションやヒアリング等を実施し、優先交渉権者を選定する。

2 市民の利用頻度が高い施設又は多くの市民が関係する業務に係るプロポーザル方式を実施する場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを公開することを原則とし、非公開とするときは選定委員会の決議を要するものとする。

3 審査基準及び配点は、業務の内容に応じて適切に定めるものとする。

(審査結果の通知)

第10条 審査結果は、速やかに全ての提案者に通知する。

2 優先交渉権者として決定されなかった者に対しては、その理由について、通知日の翌日から原則5日以内（休日を除く。）に業務の所管課に説明を求めることができる。

(審査結果の公表)

第11条 審査結果については、次に掲げる事項について、ホームページ等により公表を行う。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容及び業務期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 提案の評価項目
- (5) 次点者の名称
- (6) その他必要な項目

(契約の締結)

第12条 交渉権者と契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の手続を進める。

(適用除外)

第13条 第6条の規定は、別に定める選定委員会を設置している業務については、適用しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施について

必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。